

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定している。また、追跡調査のためのコンピュータ使用記録を保存している。

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格等の管理を行い、受給資格者に対し手当の支給を行う。</p> <p>泉大津市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、主に以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①児童手当及び特例給付の認定申請の受付に関する事務 ②所得状況照会等による申請内容の審査に関する事務 ③支給額の決定及び支払に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤その他諸届の処理に関する事務 ⑥他自治体間等との児童手当及び特例給付の受給状況等の適正な事務の執行に必要な事項の照会及び回答 ⑦デジタル庁への公金受取口座情報の照会</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
0	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL0725-33-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部子育て応援課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL0725-33-1131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・ 特定個人情報を取り扱う者について、研修受講を必須としている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修 ・ 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部 こども未来課	健康福祉部 子育て応援課	事後	
令和1年6月7日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	子育て応援課長 藤原 弥栄	子育て応援課長	事前	
令和1年6月7日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	健康福祉部 こども未来課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 ℓ0725-33-1131	健康福祉部 子育て応援課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 ℓ0725-33-1131	事後	
令和1年6月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子	事後	
令和1年6月7日	1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和1年6月7日	2. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和1年6月7日	公表日	2015/10/29	令和元年6月19日	事前	
令和5年5月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格	事後	
令和5年5月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の74の項及	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の74の項及	事後	
令和5年5月30日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部 子育て応援課	健康こども部 子育て応援課	事後	
令和5年5月30日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	健康福祉部 子育て応援課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 ℓ0725-33-1131	健康こども部 子育て応援課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 ℓ0725-33-1131	事後	
令和5年5月30日	1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	公表日	2023/5/31	令和元年6月19日	事前	
	1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
	2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第81の項	事後	法令等改正のため
	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条及び第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87及び106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条及び第53条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	法令等改正のため
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式改正に伴う項目の追加
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・ 特定個人情報を取り扱う者について、研修受講を必須としている。	事後	様式改正に伴う項目の追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正に伴う項目の追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式改正に伴う項目の追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修 ・ 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	事後	様式改正に伴う項目の追加